2022 年 1 月 27 日

SOMPOリスクマネジメント
安心・安全・健康のテーマパーク

損保ジャパンＲＭレポート｜ 223

不動産に潜在するリスク要因とその分類

～不動産価値向上のために把握すべきリスク情報～

中村　伸吾 Shingo Nakamura
リスクマネジメント事業本部
リスクソリューション開発部　上級コンサルタント

橘　茉由 Mayu Tachibana
リスクマネジメント事業本部
リスクソリューション開発部　兼　サステナビリティ部
主任コンサルタント

概要

2020 年年初より流行が拡大した新型コロナウイルス感染症の影響により、オフィスの在り方に変化が見られた。具体的にはリモートワークへの切り替えに伴う拠点の集約化や、企業の財務体質強化のため自社所有の本社ビルを売却する動きなどが起こったことは新聞等でも数多く取り上げられている。

一般的に売買の対象となる不動産は、その時点における「適正な価格」を求めるために多面的な調査が行われる。そのため自己保有時には潜在していたリスクが、売却時に顕在化し売買価格に影響を及ぼすケースは少なくない。そこで本レポートでは、物理的調査、経済的調査、法的調査によって顕在化する不動産に係る主なリスクについて紹介していきたい。

目次

概要 1
1. 不動産に係る社会情勢 2
2. 不動産に係るリスクとは 3
　2.1 不動産証券化市場におけるリスク評価 3
　2.2 リスクの分類 4
　2.3 一般事業会社に求められる不動産リスクへの対応 5
3. 不動産リスクの詳細 5
　3.1 物理的調査によって顕在化するリスク 5
　3.2 経済的調査によって顕在化するリスク 8
　3.3 法的調査によって顕在化するリスク 9
4. 当社の取組み状況 9
おわりに 9
参考文献 10

Copyright © 2022 Sompo Risk Management Inc. All rights reserved.

1. 不動産に係る社会情勢

新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」）流行[1]により事業活動そのものに打撃を受けた企業があったほか、多くの企業で感染拡大を防止するための対応が求められることとなった。

事業活動を取り巻く環境の変化に対応するため、事業投資資金の確保もしくは自己資本比率を高めることを目的として、自社所有していた本社ビルを売却しリースバックするといった企業の動きが見られるようになった。流動性の低い不動産を流動性の高い現金に換えるこの様な動きは、例えば多くの人流を生み出すイベント関連業や、旅行業といった企業で見られた。

一方で、前述の経営上・財務上の視点に加え、感染拡大防止を目的としてテレワークを主体とした分散型オフィスへ移行する動きも見受けられる。大手広告関連企業では、それに伴い本社ビルを売却・一部リースバックしている。このように、感染拡大防止対策の一環としてテレワーク等を主体とした働き方にシフトする企業は増加しており、総務省通信利用動向調査報告書によると令和 2 年のテレワーク導入率は令和元年の 29.5%[2]と比較しておよそ倍の 58.0%[3]となった。

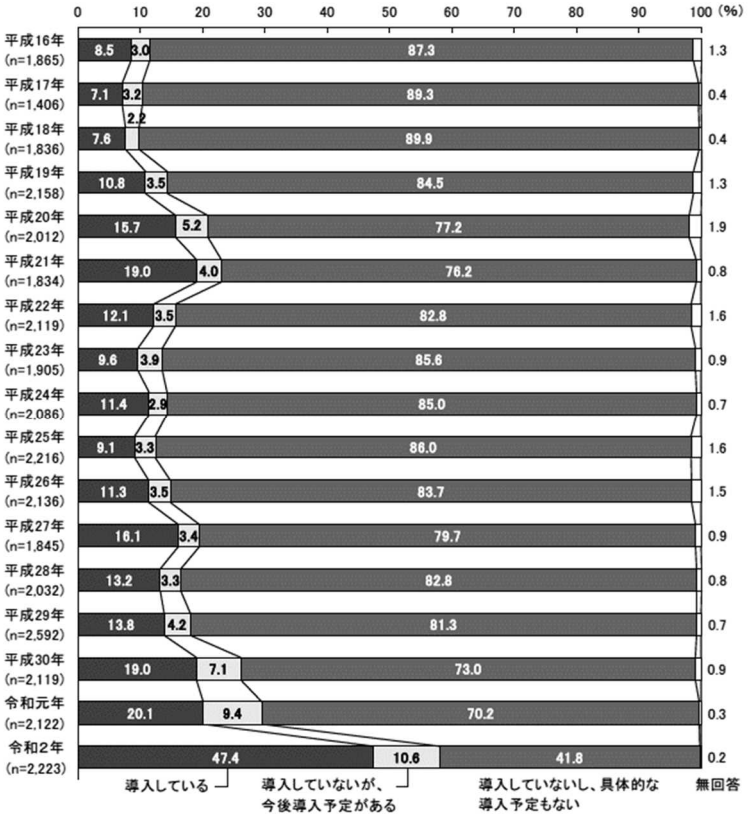

図 1　テレワーク導入状況の推移[4]

ところで、国土交通省発表の「2030 年を目途とする今後の不動産のあり方について[5] 」では、オフィスのあり方として「多様なワークスタイル確保」が提言されている。この中で、「多様なワークスタイル確保」と

[1] 本レポートでは、2020 年から現在に至るまでを「コロナ流行」とする。
[2] 図 1 における「導入している」と「導入していないが、今後予定がある」の合計
[3] 脚注 2 に同じ
[4] 総務省　令和 2 年通信利用動向調査報告書（企業編）P13　図 4-1
https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05b2.html　アクセス日 2021-10-12
[5] 国土交通省　https://www.mlit.go.jp/common/001246567.pdf（2018 年 7 月）P11 アクセス日 2021-12-09

Copyright © 2022 Sompo Risk Management Inc. All rights reserved.

は、「働く『場』を固定するのではなく、場所・時間に制約されず『どこでも働くことができる』環境を整備することが重要」であり、「業種特性等を踏まえつつ、集積と分散の適切な組合せ（ベストミックス）を図るなど、オフィスの最適な立地戦略を選択していくべき」としている。

これは平成 30 年 7 月に取りまとめられたものであり、コロナ流行以前から働き方の多様性が重視されてきたところである。

このような「多様なワークスタイル確保」は、業務効率化を推進する上でも不可欠な要素であり、テレワーク等の継続を前提として、都心の本社機能を郊外の工場へ統合し業務体制を再構築する大手製造会社の例などが見られた。

以上のように、従前より推進されてきた「多様なワークスタイル確保」に加え、「コロナ対応」という社会的要請の中で、企業は半ば強制的にオフィスの在り方を見直さざるを得なくなった。今後予想される with コロナ[6]を前提とした社会では、更なるワークスタイルの変化への適応が求められるものと考える。そのための具体的な方策として、拠点の統廃合、新規取得あるいは他用途への転用などがあるが、いずれにおいても不動産の売買や改修工事を伴うものである。

一般的に売買の対象となる不動産については、その時点における「適正な価格」を求めるために多面的な調査が行われる。そのため自己保有時には潜在していたリスクが、売却時に顕在化し売買価格に影響を及ぼすケースは少なくない。また、ワークスタイルの変化に合わせた建物の改修工事を行う際にも、想定外のリスクの顕在化により、工事の断念や費用の上振れがあり得る。次章では、このような不動産に係るリスクについて紹介していきたい。

2. 不動産に係るリスクとは

2.1 不動産証券化市場におけるリスク評価

不動産リスクの一つである非流動性を緩和するために発展してきた不動産証券化市場では、発行された証券を購入する投資家など利害関係者が多数存在することが一般的である。そのため、不動産を活用して収益を得ている専門家の間ではリスク情報の非対称性を解消することが極めて重要であり、不動産デューデリジェンス（以下「DD」）を実施し、利害関係者に開示することが必須となっている。

不動産 DD は通常、図 2 に示すように「物理的調査」「経済的調査」「法的調査」の 3 つの視点から行われる。「物理的調査」は建築士等によるエンジニアリングレポート[7]の取得、「経済的調査」は不動産鑑定士による不動産鑑定評価書の取得、「法的調査」は弁護士による各種契約書類のレビューなどが行われ、これを基にレンダー（銀行等）・アセットマネジャー・投資家など各プレイヤーがリスク評価を行うことになる。

[6] 本レポートでは、コロナが流行している状況と共存・共生しながら事業活動を行うことを意図する。
[7] 不動産鑑定評価基準による定義では「建築物、設備等及び環境に関する専門的知識を有する者が行った証券化対象不動産の状況に関する調査報告書」をいう。

Copyright © 2022 Sompo Risk Management Inc. All rights reserved.

不動産売買の際の潜在リスク発見につながる

図 2　不動産デューデリジェンスにおける調査[8]

2.2 リスクの分類

不動産に係るリスクには、価格・賃料が変動する市場変動リスク等の経済的リスクや法的リスクだけではなく、災害等の物理的なリスクが存在する。これは、不動産が他の金融商品と異なり、空間的要素を持ち合わせる実物資産であることに起因する。表 1 に不動産に係る主なリスクをその上述の調査種別ごとに分類し示す。なお、遵法性リスクや修繕リスクは法的リスク、経済的リスクに該当するが、表 1 では各リスクを特定するために必要な調査種別に応じてリスクを分類している。各リスクの詳細については 3 章に記載する。

表 1　不動産に係る主なリスク[9]

調査種別	リスク分類	概　要
物理的調査	自然災害リスク	地震、風水災等による損傷リスク
	火災リスク	建物内での発火または延焼による火災リスク
	遵法性リスク	建築基準法等への適合性リスク
	修繕リスク	維持管理・修繕費用の変動リスク
	土壌汚染リスク	土壌に有害物質が存在するリスク
	埋設物リスク	地下に除去が必要な埋設物が存在するリスク
	有害物質リスク	建物に有害物質が存在するリスク
	建物環境リスク	建物内の空気・水質等環境リスク
	維持管理リスク	管理上の事故による第三者への損害賠償等の発生リスク
経済的調査	不動産市場変動リスク	不動産価格・賃料等の変動リスク
	金利リスク	貸出金利等の変動リスク
	流動性リスク	不動産の換金可能性リスク
	不動産管理運営リスク	保守管理・賃貸経営管理の良否に係るリスク
法的調査	権利関係リスク	所有権等権利関係に係るリスク
	法改正リスク	法改正への対応費用発生リスク

[8] 当社作成
[9] 国土交通省不動産リスクマネジメント研究会　不動産リスクマネジメントに関する調査研究（2010 年 3 月）P28 (https://www.mlit.go.jp/common/001205256.pdf アクセス日 2022-01-17)を参照し当社作成

Copyright © 2022 Sompo Risk Management Inc. All rights reserved.

2.3 一般事業会社に求められる不動産リスクへの対応

不動産売買・賃貸を業としていない一般事業会社であっても、複数の不動産を保有する企業では、コロナやワークスタイルの変化で不動産の利活用もしくは新規の購入などを検討する場面が増えたのではないだろうか。

通常、不動産売買の際には仲介業者を介して取引が行われるが、いざ取引の場面でリスクが顕在化し取引価格に影響を及ぼすことは避けたいところである。また、保有期間中においても、ROA（総資産利益率）の改善、ESG 投資の進展や IFRS（国際会計基準）へのコンバージェンスを背景にして、不動産を機能性・経済性・市場性などから多面的に評価することが必要となる場面も増えてくる。

従来、一般事業会社では不動産は営業活動の「場」としての認識が強く、収益を生む資産としての認識が低いことから積極的な管理は行われてこなかった。そのため、独立した不動産管理部門を置く企業は少なく、建物の設計図書や購入時の引き渡し書類などを紛失していることも少なくない。

不動産を棚卸し、データベースの構築を行うことが不動産リスク管理の第一歩であるが、資料の紛失がある場合には不足する情報を補完するために調査が必要となり、初期段階で不動産管理の取組が停滞してしまうことが多い。しかし、不動産情報の適切な管理を行うことは、リスク管理、財務会計情報の抽出、売却などの各場面で極めて有用であり、不動産情報の管理に必要な費用以上の便益は十分得られるものと思料する。

3. 不動産リスクの詳細

2 章で既述した通り不動産に係るリスクは、物理的調査・経済的調査・法的調査によって把握することができる。以下に各リスクについて詳述する。

3.1 物理的調査によって顕在化するリスク

不動産は実物資産であるため物理的リスクを内在し、顕在化した場合には不動産の経済的価値にマイナスの影響を及ぼす。個別の不動産に係るリスクであるため、複数不動産の保有もしくは分散投資によってリスクを低減（ポートフォリオ効果）することができる。ここでは、物理的調査でチェックされる主なリスクについて述べるが、これらのほかに火災リスク、地下埋設物リスク、看板落下などに伴う第三者への損害賠償リスクなどがある。

(1) 自然災害リスク

自然災害リスクのうち、物理的調査では主に地震リスクの評価が行われている。具体的には地震の発生に伴う建物の損傷リスクや地盤の液状化リスクなどを評価しており、一般的には、地震による予想最大損失率（Probable Maximum Loss、以下「PML」）を推定する。PML は不動産の再調達価格に対して、建物の使用期間中（一般的には 50 年で評価）に想定される最大規模の損失額の割合と定義されている。地震リスクが顕在化した場合には不動産の価値に極めて大きな影響を及ぼすため、証券化対象不動産等については地震保険を付保する判断基準として PML が利用されることが多い。特に大規模地震の発生が懸念される地域の建物や現行の耐震基準を満たしていない、いわゆる旧耐震設計の建物では PML は大きくなる傾向がある。したがって、建築士などの専門家による耐震診断・補強工事および地震保険付保によるリスク低減・移転などを行うことが望ましい。

また、近年国内外で頻発する風水害リスクの評価および対策の重要性については注目が増しており、

Copyright © 2022 Sompo Risk Management Inc. All rights reserved.

物理的調査の必須項目の一つとして追加される動きがある。

自然災害リスクについては複数の不動産をポートフォリオとして評価をすることも可能である。この場合、不動産が特定の地域に集中している場合よりも分散配置されている方がポートフォリオ効果によりリスクは小さくなる。投資対象としてのリスク管理のみならず、企業の BCM（事業継続マネジメント）の観点からもポートフォリオ効果を意識した不動産の地理的な配置について考慮することは重要である。

(2) 遵法性リスク

遵法性リスクとは対象不動産が建築基準法および消防法など建築基準関係規定、地方自治体の定める条例などに対し適合しないといったガバナンスリスクである。建物を新築する場合、通常、建築確認申請手続きの中で法適合性について審査され、検査済証の交付をもって対象不動産の遵法性が担保される。しかし、不動産を利用していく中で改修工事やテナントの入れ替えによる使用方法の変更によって法適合性が損なわれる場合がある。

売買時には、一般的に買主側によって法適合性調査が行われ、その是正費用は売主負担もしくは売買価格から控除されることがあるため、事前に建築士などの専門家の調査により遵法性リスクを把握することが望ましい。また、売買を前提としない自己保有期間中においても、企業ガバナンスの観点から不動産の法令遵守については常に留意すべきである。

建物全体を自己使用している不動産の売却を検討する際には、経済価値を最大化するためにマルチテナント仕様への変更やオフィスビルから店舗への用途変更などの改修工事が必要となる場合がある。このような改修工事の際には、各種法令への適合が必要なため、その可能性や難易の程度について事前に検討しておくことも不動産管理の観点では重要となる。

(3) 修繕リスク

不動産の維持管理・修繕に必要な費用が予測した額を超えるリスクが修繕リスクである。不動産価格は、その収益性に着目した場合に「対象不動産が将来生み出すであろうと期待される純収益の現在価値の総和」ということができる。そのため、現実の修繕費用が予測した額を超える場合、不動産から得られる純収益は小さくなるため不動産評価額も低くなる。この修繕費用は、一般的に建物の再調達価格に対する割合として予測されることが多い。しかし、対象建物の立地・環境・用途・構造・使用材料、過去の修繕履歴や現在の劣化状況など多くの要因により変動するリスクであることから、事前に建築士などの専門家による調査・診断により適切な修繕費用予測を行う必要がある。

また、保有不動産についても適正な修繕計画を策定し実施することにより、ライフサイクルコストの低減、雨漏りや停電といった突発的な事故対応費用の発生や社会的信用の低下リスクの低減にも寄与するとともに、会計上の修繕引当金の根拠としても利用できる。

(4) 土壌汚染リスク

不動産の土地に土壌汚染が存在する場合に、当該汚染の除去および拡散の防止等の措置に要する費用や土地利用上の制約が発生するリスクが土壌汚染リスクである。土壌汚染対策は、ほかのリスクに比較して相対的に多額の費用を要するため、財務上または売却時の価格に重大な影響を及ぼす可能性がある。

一般的な土壌調査では、フェーズ１調査として地歴調査を行い土壌汚染が存在する可能性を評価する。フェーズ１調査の結果から土壌汚染が存在する可能性が否定できない場合には、必要に応じて土壌のサンプリング分析を行うフェーズ２調査を実施して土壌汚染の有無や範囲を把握する。

Copyright © 2022 Sompo Risk Management Inc. All rights reserved.

フェーズ１・フェーズ２調査を行った後、実際の対策工事（フェーズ３）を行う場合には対策費用の変動リスクとそれに伴う不動産の売買価格の変動リスクは残るため、土壌汚染対策工事のコストキャップ保険などのファイナンス手法によりリスク移転が図られるケースも増えつつある。

(5) 有害物質リスク

不動産にアスベスト[10]や PCB[11]などの有害物質が存在するリスクである。アスベストは、現在使用が禁止されているが、規制前に建てられた鉄骨造の建物の耐火被覆材[12]（写真 1）などの建材に含まれている場合があり、除去・封じ込めなどの対策費用や建物解体時の費用増加などの可能性がある。PCB についても、同様に現在使用が禁止されているが、規制前に建てられた変電設備などに含まれている場合があり、当該設備廃棄時の費用増加などの可能性がある。

一般的に有害物質のリスク評価は、まず建物の設計図書および現地の確認を行い、使用されている建材や機器の製造年から、有害物質含有の可能性を評価する。これにより有害物質が存在する可能性が否定できない場合には、必要に応じて試料のサンプリング分析を行い有害物質の有無を特定する。

写真１　耐火被覆 [12]

(6) 建物環境リスク

建築物衛生法では、一定規模の興行場・店舗・事務所の建物所有者等は、建築物環境衛生管理基準（以下「基準」）に従って建物を維持管理することが定められている。また、これらの用途以外であっても多数の人が利用する建物では、同様の維持管理を行うように努めることとされている。基準では、建物内で使用されている飲料水、室内の空気環境、給排水設備の管理、害虫・ねずみ等の防除等の項目に関する基準が示されている。

特に飲料水の水質汚染や空調設備に使用されている水のレジオネラ菌汚染は、建物利用者の健康被害につながるため事故が発生すると社会的に大きく取り上げられることもある。さらに、最近は新型コロナウイルス感染症対策としても、「換気の悪い密閉空間」の改善が重要視されている。

このように建物環境リスクは人的・社会的にも影響が大きいため、基準に則した管理の実施状況を確認することが必要である。

---

[10] 耐火被覆の材料などとして用いられていたが、人体に悪影響を及ぼすため現在は 0.1%を超えて含有する建築材料の使用が原則禁止となっている。

[11] ポリ塩化ビフェニルの略称。電気機器の絶縁油や熱交換器の熱媒体に使用されていたが、現在は製造・輸入ともに禁止されている。

[12] 火災から鉄骨を保護する断熱材を指す。写真は当社撮影

Copyright © 2022 Sompo Risk Management Inc. All rights reserved.

なお、建物環境リスクは、後述する「不動産管理運営リスク」とも関連している。

3.2 経済的調査によって顕在化するリスク

経済的調査によって明らかになるリスクは上述した物理的調査によって明らかになるリスクと異なり、不動産の経済的価値にマイナスの影響だけでなくプラスの影響も与える(経済的価値の変動リスク)。原則として一般経済社会の情勢に連動した、不動産市場全体に係るリスクとなるため、複数不動産の保有もしくは分散投資によるリスクの低減効果は大きくは期待できない。

(1) 不動産市場変動リスク

不動産市場変動リスクとは、不動産の価格や賃料、空室率等の不動産市場の変化に伴い、収益性が変動するリスクである。不動産市場は常に変動するものであり、また収益性は不動産の経済価値の本質的なものであることから、当該リスクの影響は極めて大きいといえる。不動産市場変動リスクへの対応としては、対象不動産と類似した不動産の売買動向、新規供給、売買および賃料の募集価格と成約価格の乖離などのモニタリングや定期的な不動産鑑定評価書の取得などが必要である。

最近の傾向としては、長期にわたり下げ止まっていたオフィス空室率はコロナ流行の影響により大きく上昇に転じて賃料も下落基調となっている。また、市場ニーズの変化に対応したサテライトオフィス向けシェアオフィス、リモートワーク対応住宅といった新たな形態の不動産開発も見られるようになってきている。このように市場変動リスクに係る各要因が変化しつつあり、当該リスクに対応する重要性は増している。

(2) 金利リスク

金利リスクは、不動産の取得・新築・改修・運営などを行う際の借入金の金利変動リスクであり、資金調達費用の変動リスクである。また、借入金利は不動産を賃貸する際の期待利回りや収益性を基に不動産評価額を求める際の還元利回りや割引率とも関連しており、収益性や不動産評価額にも影響を及ぼす。

金利リスクへの対応方法としては、スプレッドの定期的なモニタリング実施、資金調達の適切なバランス検討等が求められる。

(3) 流動性リスク

流動性リスクとは、希望する時期に必ずしも適切な価格で換金できないリスクである。不動産は地理的位置の固定性、不動性、非代替性等の特徴を有するため、他の金融資産に比較して流動性リスクは大きいといわれている。特に不動産市場の成熟していない地域や外観・設備など特殊な仕様で設計された自己使用不動産については、買主が限定されることによる市場性減退が生じる可能性がある点に留意すべきである。

流動化リスクの対応方法としては、対象不動産と類似した不動産の売買動向、新規供給、借入金利、売買募集価格と成約価格の乖離などのモニタリングや不動産鑑定評価書等の取得などが考えられる。

(4) 不動産管理運営リスク

管理運営リスクとは、不動産のアセットマネジメント・プロパティマネジメント・ビルディングマネジメントなど管理運営業務の良否により、その不動産の収益性や快適性が変動するリスクである。

事務的なミス・システム障害などによる損失が発生するリスクはマイナス要因であるが、一方で賃貸

Copyright © 2022 Sompo Risk Management Inc. All rights reserved.

用不動産の場合、平均的な水準を超える貸室の稼働率・賃料を維持するなど良好な運営管理を行っている場合にはプラス要因にもなり得る。

3.3 法的調査によって顕在化するリスク

(1) 権利関係リスク

不動産に関する権利には所有権・地上権・地役権・抵当権などの物権、賃借権・使用貸借権などの債権があり、それらは土地・建物それぞれに設定することができるため、不動産の権利義務関係は複雑になることが多い。そのため、取得した権利が公法上の制限を受ける可能性や第三者の権利を侵害していることが後になって判明するリスクがある。

具体的には、隣地所有者との境界確認・越境物に関する紛争、賃貸借に関する紛争、共有・区分所有に関する紛争など、不動産使用上の制限や費用負担が発生する可能性があるため、事前に弁護士等による確認が望まれる。

(2) 法改正リスク

法改正リスクとは、不動産関連の法規制・税制・会計制度の改正等によるリスクである。具体的には、国際会計基準導入による減損会計や二酸化炭素削減義務に関する法令の制定など、所有者等にとって不動産評価額の変動や追加的な費用負担が発生するリスクである。

法改正の将来予測は現実的には困難なため、関連制度改正動向の継続的なモニタリングを行うことが必要となる。

4. 当社の取組み状況

当社では、J-REIT[13]をはじめ証券化対象不動産について建物状況調査・地震 PML 評価・土壌汚染リスク評価・建物環境リスク評価業務といった物理的調査を多数実施してきた。さらに、2021 年度より経済的調査を行う不動産鑑定評価業務を開始し、不動産の物理的調査・経済的調査をワンストップで提供できる体制となった。

当社ではこのような不動産 DD に精通した一級建築士・不動産鑑定士のほか、不動産の環境性能評価「CASBEE®[14]」の評価員、法規制リスクに関連する CO2 削減および省エネに精通した東京都検証主任者、さらには企業の環境経営・ESG 評価、TCFD 対応、環境マネジメントシステムなど、環境・社会に関する様々な知見を持つコンサルタントにより、多角的な視点での不動産コンサルティングサービスを提供している。

おわりに

J-REIT などの証券化対象不動産では、投資法人が投資家に対してリスクを開示する責任を有することから積極的に不動産のリスク管理が行われている。

一方で、一般事業会社においては保有不動産のリスク管理に対する意識は低い傾向にある。これは企業経営層において、不動産の潜在リスクを把握するための調査・分析費用は直接的に収益につながらないと判断されているためだと考えられる。しかし、実際には積極的なリスク管理を行うことで、不動産による収益の

[13] 多くの投資家から集めた資金でオフィスビルや商業施設、マンションなど複数の不動産などを購入し、その賃貸収入や売買益を投資家に分配する商品。2001 年 9 月より証券取引所に上場している。(一般財団法人投資信託協会 HP より引用　アクセス日 2022-01-12)

[14] 「CASBEE®」は、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構の登録商標です。当社は、使用許諾に基づき使用しています。

Copyright © 2022 Sompo Risk Management Inc. All rights reserved.

向上、延いては総資産に対してどれだけの利益が生み出されたのかを示す財務分析指標(ROA：総資産利益率)を向上させることにつながる。

また、近年では CSR や ESG 投資の社会的浸透により投資家はそれら取組の情報を判断材料として投資対象の適格性を判断している。不動産の適切な維持管理、先進的な環境対応を発信することは一般事業会社が投資家から資金を調達する観点でも有効といえる。さらに、企業会計制度の IFRS へのコンバージェンスに伴い不動産の時価、つまり適正な経済価値の算定が必要となる場面が増えていく。

このような社会的背景を基に、不動産に係るリスク把握は企業経営においてますます重要となってきており、一般事業会社も収益を拡大するために不動産のリスク管理を実施し、不動産価値を高めていくことを期待したい。

参考文献

総務省　令和 2 年通信利用動向調査報告書（企業編）
国土交通省　2030 年を目途とする今後の不動産のあり方について（2018 年 7 月）
国土交通省「不動産リスクマネジメント研究会」作成「不動産リスクマネジメントに関する調査研究」（2010 年 3 月）

執筆者紹介

中村　伸吾　Shingo Nakamura
リスクマネジメント事業本部 リスクソリューション開発部
上級コンサルタント
不動産鑑定士/一級建築士
専門は建築・不動産一般

橘　茉由　Mayu Tachibana
リスクマネジメント事業本部 リスクソリューション開発部　兼　サステナビリティ部
主任コンサルタント
一級建築士/宅地建物取引士
専門は建築一般

ＳＯＭＰＯリスクマネジメントについて

ＳＯＭＰＯリスクマネジメント株式会社は、損害保険ジャパン株式会社を中核とするＳＯＭＰＯホールディングスのグループ会社です。「リスクマネジメント事業」「サイバーセキュリティ事業」を展開し、全社的リスクマネジメント（ERM)、事業継続（BCM・BCP)、サイバー攻撃対策などのソリューション・サービスを提供しています。

本レポートに関するお問い合わせ先

ＳＯＭＰＯリスクマネジメント株式会社
総合企画部　広報担当
〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-24-1 エステック情報ビル
TEL：03-3349-3500

Copyright © 2022 Sompo Risk Management Inc. All rights reserved.